

No	質問内容	回答
1	プロポーザル参加資格要件審査において参加が認められた者が、より適切な提案書が提出されることを目的に、これまでの庁内検討の経過などを開示いただくことは可能でしょうか。	庁内全体での検討は行っておらず、産業課職員での勉強会を数回実施いたしましたが、開示できる資料等はありません。なお、参考となる取り組みとして、6次産業化農業者支援プロジェクトについては、下記のURLよりご確認ください。 https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/norin/1005490/index.html
2	想定される候補地は都市計画区域の内外どちらを想定されていますでしょうか。地域や候補地に応じて、マーケット特性が異なるとみられ、それに依りて調査検討業務の進め方も異なると考えることから、ご教示をお願いします。	想定される候補地について、都市計画区域の内外問わず、半田市内全域を想定しています。
3	No2に類することで、現市有地・民有地の区分や、地目についてご教示をお願い致します。例えば、開発事業から想定され、環境アセスメントが必要とされる見込みなのか、造成・整地・更地など状況に応じて、本調査検討業務における業務比率＝ご提案方法が異なってくると考えます。	No2での回答に記載したとおり、想定される候補地について、半田市内全域を想定しています。現段階において、ご提示できる市有地・民有地の区分や地目などはございません。併せて、仕様書5(4)に記載しています「発注者が提示する3か所程度」については、受託者と協議を行い、検討していく予定としております。その際に、想定される候補地の情報について、受託者に共有いたします。
4	業務実施報告書に記載する業務実績ですが、6 プロポーザル参加資格(2)のとおり、過去10年間(平成27年4月1日から令和7年2月6日)までの受注実績の理解でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりとなります。一部要領の記載に誤りがございました(平和⇒平成)。申し訳ございません。受注実績の記載をお願いいたします。
5	提案内容に企業名など提案者の名称が特定できるような表現をしてもよろしいでしょうか。表現が出来ない場合、正本と副本に分け、正本の表紙には企業名を記載、副本には表記しない対応を想定しております。	プロポーザル審査において、提案内容の企業名に関する取扱いは定めておりませんので、企画提案書に特定の企業名の記載があっても差し支えありません。
6	別添資料(実施した事業の契約書の写し等)についてですが、完了登録されたテクリスデータの写しでもよろしいでしょうか。	様式4別添資料について、コリンズ・テクリスに登録されたデータの写しでの提出でも構いません。なお、契約書記載の事業者名と現在の事業者名が異なる場合は確認できる書類を提出してください。
7	設計共同体での参加は可能でしょうか。設計共同体での参加が可能の場合、全社要件を満たす必要はありますでしょうか。もしくは代表企業のみでもよろしかったでしょうか。	本業務委託プロポーザル方式では、単体企業のみでの参加としております。本業務委託において、業務を分担して実施する必要性が低いと判断し、単体企業のみとしております。

No	質問内容	回答
8	8 (1)提出書類「イ 履歴事項全部証明書」「カ 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書」に関してはコピーでも可能でしょうか。また発行年月日は何か月以内などの規定はありますか。設計共同体が可能な場合、イ～キに関して全社分必要でしょうか。	写しでの提出も可能といたします。 発行年月日は、参加表明書提出時の直前3カ月以内とします。
9	12 (3)失格事項「キ 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合」とありますが、こういった意味でしょうか。提案者が他事業者の意向を組んだ提案をしてはいけない、といったような意味合いでしょうか。	例)A事業者で代表取締役、B事業者でも取締役の場合など、経営に携わる立場の者が同じ人物である場合を意味しております。 「提案者が他事業者の意向を組んだ提案をしてはいけない」という意味合いではございません。
10	企画提案書は A4 サイズと規定されていますが、縦向き・横向きのご指定はございますか。	縦向き・横向きに指定はございません。
11	出席者は3名以内とのことですが、出席者それぞれのアカウントからの参加(計3アカウント)でも差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
12	企画提案書の提案内容をまとめたプレゼン資料(PPT)を使用したプレゼンテーションを行っても差し支えないでしょうか。	企画提案書をまとめたプレゼン資料ではなく、企画提案書に基づいて、プレゼンテーションを実施してください。
13	プレゼンテーションの際に、企画提案書又はプレゼン資料の画面共有を行っても差し支えないでしょうか。	画面共有は差し支えありませんが、No12のとおり、説明は企画提案書で行ってください。
14	プロポーザル実施要領 2 プロポーザル概要 事業期間及び13契約期間には、「令和7年5月23日(金)から令和7年11月28日(金)」と記載があり、道の駅の整備に係る調査検討業務委託仕様書 4 履行期間には、本業務の履行期間は、「契約締結の日から令和7年11月28日までとする。」との記載があります。契約予定日は令和7年5月22日(木)のため仕様書の記載ですと履行期間は「令和7年5月22日(木)から令和7年11月28日(金)」になるかと思えます。・履行期間は令和7年5月23日(金)から令和7年11月28日(金)または・契約締結の日から(令和7年5月22日(木))から令和7年11月28日(金)のどちらでしょうか。	現段階では、履行期間について令和7年5月23日(金)から令和7年11月28日(金)の予定といたしましたが、審査後、優先交渉者との協議の上、履行期間等定めてまいります。

No	質問内容	回答
15	様式4に記載する業務実績は、プロポーザル実施要領 P.2、6 プロポーザル参加資格(2)「過去10年間(平成27年4月1日から令和7年2月6日)に、道の駅に関するコンサルタント業務(整備調査、整備検討、構想又は計画策定支援、管理運営支援等)の受注実績を有する者であること。」に記載するのでしょうか。もしくは、参加資格を満たしている実績を一件でも記載した場合、他の実績は、過去10年間(平成27年4月1日から令和7年2月6日)という期間の縛りはなく「道の駅に関するコンサルタント業務実績」を記載すればよろしいでしょうか。	様式4につきましては、過去10年間(平成27年4月1日から令和7年2月6日)における道の駅に関するコンサルタント業務(整備調査、整備検討、構想又は計画策定支援、管理運営支援等)の受注実績」を記載してください。併せて、NO4及び6の回答もご参照ください。
16	8(1)「カ 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書:1部」について以下①～③の通りお問い合わせいたします。①「※国税:法人税、消費税及び地方消費税」と記載がございますが、これは納税証明書(その3の3)を指すとの理解でよろしいでしょうか。②「※県税:法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、自動車税」との記載がございますが、自動車を所有していない場合「自動車税」の納税証明書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。③「※市税:法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税」との記載がございますが、軽自動車を所有していない場合「軽自動車税の納税証明書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	①質問内容のとおりとなります。 ②質問内容のとおりとなります。 ③質問内容のとおりとなります。 該当がない税金に関する納税証明書の提出は不要となります。
17	8(1)「イ 履歴事項全部証明書」及び「カ 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書」は、原本の提出が必要でしょうか。写しでの提出をお認めいただけますでしょうか。	NO8の回答に記載のとおり、写しでの提出も可能といたします。
18	8(1)「イ 履歴事項全部証明書」及び「カ 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書」は、参加意思確認書の提出日(令和7年2月21日)から起算して3か月前までに発行されたものとの認識でよろしいでしょうか。	NO8の回答に記載のとおり、発行年月日は、参加表明書提出時の直前3カ月以内とします。
19	10(1)表内(イ)企画提案書の様式、作成上の注意点等に「本業務を遂行する体制、配置予定従事者(資格や実績等)、スケジュールを必ず明記すること。」との記載がございますが、配置予定従事者の資格及び実績を証する資料の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。	質問内容のとおり不要です。
20	目次を作成する場合、10(1)表内(イ)企画提案書の「A4版20ページ以内」には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	質問内容のとおりとなります。
21	(ア)～(ウ)の一式を5部提出するとの認識でよろしいでしょうか。なお、企画提案書表紙及び見積書に押印は不要との認識でよろしいでしょうか。押印が必要な場合、押印した書類一式の原本を1部、その写しを4部の計5部を提出しても問題ないでしょうか	質問内容のとおりとなります。なお、押印は不要となります。

No	質問内容	回答
22	<p>データ一式を提出する場合のファイル形式はPDFでよろしいでしょうか。その際、(ア)～(ウ)の一式をまとめて提出するものとし、容量が3GBを超える場合は、分割しても問題ないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問内容のとおりとなります。</p>
23	<p>プレゼンテーションは、例えば、提出した資料の内容をパワーポイントでまとめたもので説明することは不可で、提出資料そのものを提示しながら行うとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>提出資料そのものをパワーポイントに置き換えることは、差支えありません。なお、詳細版や概要版を作成するなど、表現の変更はできませんので、ご注意ください。NO12の回答もご参照ください。</p>
24	<p>“発注者が提示する3か所程度”について、現段階で公表頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>NO2・3の回答に記載のとおり、想定される候補地について、半田市内全域を想定しています。「発注者が提示する3か所程度」については、受託者と協議を行い、検討していく予定としております。</p>